

令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を鎌ヶ谷市役所5階502会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和4年11月10日（木） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 10名

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子 委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 10. 山田 芳裕 委員 |
| 11. 石井 正美 委員 | | |

欠席委員 1名

9. 時田 將 委員

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局 長 小松崎 佳之

事務局次長 小川 史江

主査 補 山田 亮

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農用地第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積計画について	1件
議案第4号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更について	1件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	1件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について	3件
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について	8件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	2件

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足

数に達しておりますので、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

11番、石井 正美委員、

1番、鈴木 有光委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は3班です。

川村誠司班長より総括報告をお願いいたします。

川村 班長 議長

浅海 議長 5番、川村誠司班長

川村 班長 3班の現地調査の報告をいたします。

11月4日午後1時30分に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について2件、農地法第5条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積計画について1件、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更について1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件の計6件です。

3班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

浅海 議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1及び審議番号2は関連しておりますので一括審議としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、審議番号1及び審議番号2を、一括審議といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補
浅海 議長
山田主査補

議長

山田主査補

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので一括してご説明いたします。

本申請は、譲渡人は労働力が不足していることから農業経営の縮小を図り、譲受人は農業経営の拡大を目的として農地を取得するものです。

申請地は、審議番号1が、畑1筆、面積2,100平方メートル、審議番号2が、畑1筆、面積1,180平方メートルです。

営農計画は、栗の栽培を行います。

譲受人の取得後の経営面積は1.2ヘクタール以上となり、年間の従事日数は180日で、専農従事者数は1名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農業経営実態証明書により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長
石原 委員
浅海 議長
石原 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

6番、石原和弘委員

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので一括してご説明いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、審議番号1が、畑1筆、面積2,100平方メートル、審議番号2が、畑1筆、面積1,180平方メートルで、合計2筆、面積3,280平方メートルの休耕地となっていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、耕地面積が、今回取得する農地を合わせると約1.3ヘクタールとなるため、適切に耕作できるか確認したところ、専業の従事者は一人だが、複数名が手伝いに来ていることから労働力は確保されており問題ないとの回答でした。

次に、通作の頻度について確認したところ、肥培管理のために月に3回程度通う予定との回答でした。

次に、販路について確認したところ、印西市内にて直売を行っていることから、そこで販売するとの回答でした。

次に、今後の営農計画について確認したところ、甥っ子が就農予定であり、将来的に後継者となって営農していく予定との回答でした。

最後に、当該地は第一種農地であり農地転用は出来ないこと、周囲は梨畑などの農地が広がる地域であることから、管理不全によって周辺農地の営農に支障をきたすことの無いよう指導しました。

書類審査、現地調査及び審査会の結果、問題はないものと思われま
す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1及び審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定と
することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号1及び審議番号2は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、
を議題といたします。

浅海 議長

会議規則第10条の規定に基づき、濱田光一推進委員の退席を求めます。

(濱田委員退席)

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。

申請地は、畑1筆、面積326平方メートルです。

申請理由は、譲受人はかねてより農家住宅を希望していたところ、申請
地は畑に隣接し営農に利便性が高く、かつ実家に隣接していて将来的に両
親を介助しやすいことから建築を計画したもので、転用計画は適当である
ものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に浸透
枡を設置するとともに、コンクリートブロック3から4段積みで周囲を囲
うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、集団的に存在している農地で、おおむね10ヘクタール以
上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しま
すが、本申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住す
る者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるも
のであることから、不許可の例外事由に該当します。

資金につきましては、借入れにより賄い、金融機関の正式申込案内書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われまます。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

熊谷 委員

議長

浅海 議長

8番、熊谷弘和委員

熊谷 委員

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。

11月4日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積326平方メートルの普通畑です。転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、譲渡人は、残地の農地は今後も適切に耕作を行うこと、譲受人は、今後も農業従事者として営農すること、前面道路は車両の往来も多いことから、工事中はもとより、工事完了後も車両の出入り等には注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書及び転用事実確認証明願を提出するとともに、地目変更を行うこと、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長

濱田光一推進委員の除斥を解きます。

(濱田委員着席)

浅海 議長

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、を議題といたします。

浅海 議長 会議規則第10条の規定に基づき、3番、古川和昭委員の退席を求めます。

(古川委員退席)

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和4年10月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積1,535平方メートルの農地に、新たに使用貸借による5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

浅海 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第3号農用地利用集積計画について報告いたします。

現地は、畑1筆、面積1,535平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、使用貸借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

浅海 議長 3番、古川和昭委員の除斥を解きます。
(古川委員着席)

浅海 議長 続きまして、議案第4号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
山田主査補 議長
浅海 議長 山田主査補
山田主査補 議案書の6ページをご覧ください。
議案第4号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更について、でございます。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条第3項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和4年10月25日付けで、都市農地の貸借に係る事業計画の変更決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積495平方メートルの農地に、新たに使用貸借による3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、地域と調和し、全部を効率的に利用した営農を行うとともに、地域の特性に応じた作物を生産するものと認められることから、事業計画の認定要件は満たしているものと思われま

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。
濱田 委員 議長
浅海 議長 濱田光一推進委員
濱田 委員 議案第4号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更について調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積495平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、都市農地の貸借に係る事業計画の変更で、既存の借地に本申請地を加えた使用貸借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。
それでは質疑に入ります。
(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。
浅海 議長 それでは、採決をいたします。
議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご

異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第4号は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第5号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書の7ページをご覧ください。

議案第5号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、でございます。

申請地は、畑4筆、合計面積4,667平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

濱田 委員

議長

浅海 議長

濱田光一推進委員

濱田 委員

議案第5号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について報告いたします。

申請地は、畑4筆、合計面積4,667平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われれます。

皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第5号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第5号は可決されました。

浅海 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第4号までを事務局から報告願います。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書8ページから11ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について3件、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について8件の合計11件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書12ページをご覧ください。

報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について1件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、会長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長

以上で、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時40分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 4年12月 8日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 正美

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴木 有光